

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社東京エネシス	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号

2 指名停止措置期間

令和8年8月7日から令和8年10月6日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社東京エネシスの社員は、群馬県上野村が発注した村営住宅への太陽光発電設備設置工事の指名競争入札において、上野村の職員から非公表の設計金額を入手し、落札したとして、令和8年6月16日、群馬県警に公競売入札妨害の疑いで逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第2第8号

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 指定区域*内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 指定区域*外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内
※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	